

議案第 134 号

松阪市河川土地占用料等徴収条例の一部改正について

松阪市河川土地占用料等徴収条例（平成 17 年松阪市条例第 210 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市河川土地占用料等徴収条例の一部を改正する条例

松阪市河川土地占用料等徴収条例（平成 17 年松阪市条例第 210 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「延滞金」の次に「等」を加える。

第 6 条の見出し中「延滞金」の次に「等」を加え、同条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

市長は、法第 74 条第 1 項の規定により督促した場合においては、督促手数料を徴収することができる。

2 前項の規定による督促手数料及び法第 74 条第 5 項の規定により市が徴収する延滞金については、松阪市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 113 号）の規定を準用する。この場合において、同条例第 4 条中「年 14.6 パーセント」とあるのは「年 14.5 パーセント」と、「年 7.3 パーセント」とあるのは「年 7.25 パーセント」と、同条例附則第 5 項中「年 14.6 パーセント」とあるのは「年 14.5 パーセント」と、「年 7.3 パーセント」とあるのは「年 7.25 パーセント」と読み替えるものとする。

第 6 条第 3 項を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。